

市民活動支援基金の今後について

市民活動支援基金の設置

市民活動の支援に関する条例（現：公益的活動の支援及び市民参加に関する条例）の策定過程で研究会からの提案により、民間の寄附金を集める趣旨で設置したもので、公益的活動の支援及び市民参加に関する条例第 14 条でその設置が定められています。

第 4 章 市民活動支援基金

（基金の設置）

第 14 条 市は、市民活動を促進する目的に活用するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、犬山市市民活動支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 15 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める額及び市民活動の促進のための市民、事業者等からの寄附金、拠出金等（以下「寄附金等」という。）とする。

2 市は、基金に関して、市民、事業者等から広範な賛同が得られ、積極的な寄附金等の申出がされるよう啓発に努めるものとする。

～略～

（運用益金の処理）

第 17 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、市民活動支援に関する事業の財源に充てるものとする。

2 前項の事業に同項の収益を使用しない場合には、基金に編入するものとする。

～略～

基金の使途

平成 13 年度に 1,000 万円の寄附を受けています。その後も不定期に基金への寄附がありましたが、直近 13 年は基金運用による利子積立のみとなっています。

使途として、当初はフォーラムの実施など限定的な取り崩しの想定でしたが、現在は、市民活動助成金の原資として、毎年取り崩しを行っています。

（これまでの寄附総額）

市民等：10,441,637 円

企業等：111,449 円

計 10,553,086 円

運用方法

・利子積立

犬山市資金運用基準に基づいて、市会計管理者により、市全体で一括運用を行っており、年1回利子の分配が行われています。

・寄附積立

「マッチング・ギフト方式」として、市民等から寄附のあった場合、市も寄附金の合計額に相当する額を上乗せして積み立てることとしています。

※同一の市民などからの寄附の総額が3万円を超えている場合は、当該市民などからの寄附金の総額は3万円とみなします。

※寄附金の年間合計額が10万円を超えている場合は、寄附金の合計額は10万円とみなします。

支援にあたっての課題

①寄附に対するアプローチができていない（HPのわかりづらさ等）

②マッチング・ギフト方式には上限を設定しており、寄附を募っても取り崩し額には達さない。（マッチング・ギフト方式に関する条例の定めなし）

③基金が尽きると、全額を一般財源で賄うこととなり、市民活動助成金の規模縮小の可能性がある

今後の方針（案）

○基金の継続

・地域にある資金が市の公益的な活動に対して提供される仕組みとして、ふるさと納税とは別に基金の運用も継続して行う。

・基金運用のため、現在ある周知媒体の整理及び制度周知チラシによる周知を実施していく。（市内公共施設へのチラシ設置、協働プラザ事業での周知）

・市民活動助成金を活用して行っている事業の周知等も実施していく。

○協働プラザへの募金箱の設置

・一律で「来所者」として寄附金をまとめる

・基金自体の周知も兼ねる

○クラウドファンディング等の支援

・協働プラザでの相談支援、広報支援（チラシ設置）など

○クラウドファンディング型ふるさと納税の活用検討